

給 水 許 可 申 請 書（メーター器貸付申請）

鹿角市水道事業
鹿角市長 様

鹿角市 _____（給水装置設置場所）において水道を使用する
ことについて、許可されるよう申請します。

年 月 日
給水装置使用者 住 所
氏 名
給水装置所有者 住 所
(使用者と同じ場合は不要) 氏 名

給 水 許 可 証（メーター器貸付証）

年 月 日

（給水装置使用者）

様

（給水装置所有者）

様

鹿角市水道事業
鹿角市長

年 月 日提出された _____ で
使用する水道給水申請について、下記の条件を付して許可します。

記

（厳 守 事 項）

- 1 給水装置使用者関係
 - （1）水道料金は、その請求に基づき納入期限内に確実に納入してください。
 - （2）使用廃止、休止及び使用者の名義変更等、水道使用に関して移動が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。
 - （3）給水装置の漏水等、故障が生じた場合は、鹿角市指定給水装置工事店へ依頼し速やかに修繕してください。
 - （4）給水に関する鹿角市水道課からの通知、指導等は、厳守してください。
 - 2 給水装置所有者関係
 - （1）給水装置所有者は、使用者に連帯してその責務を負ってください。
 - （2）給水装置を廃止する際は、水道メーターを水道課に返還し本管分岐部の止水栓（サドル分水栓）を閉めてください。
 - 3 メーター器について
メーターは水道課が皆さんに無償貸与しているもので、その管理は皆さんに行ってもらい
こととなっています。いつも見やすく、正しい検針が出来るように皆さんの協力をお願いし
ます。（メーターを破損又は亡失したときは、市が定める損害額を賠償しなければなりません。）
- ※ その他
- （1） 非常災害、水道施設の損傷、その他公益上やむを得ない事情で、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責任を負いません。
 - （2） 給水装置は本管からの分岐部分からですから、公道内の給水装置の修繕費用も皆さんの負担になります。